

「LGBTQに係る学校支援及びオンラインサロン」実施業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

「LGBTQに係る学校支援及びオンラインサロン」実施業務委託

2 委託業務の目的

本事業は、外部専門機関と連携し、学校における性的指向・性自認に関する児童生徒からの相談対応及び生徒・教職員の性の多様性に係る理解を深める取組を充実させるとともに、性的指向・性自認で悩みを抱える中学・高校生を孤立させないための相談できる環境を整えることを目的とするものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) LGBTQに係る学校支援（市町村立中学校及び県立学校対象）

本事業は、性的指向・性自認に関する専門家が市町村立中学校及び県立学校を訪問し、①性の多様性の理解促進に係る生徒向け講演会（県立学校のみ）又は教職員向け研修会、②性的指向・性自認に悩みを抱える生徒への対応に係る相談会を実施する。

ア 対象

市町村立中学校及び県立学校

イ 実施回数

年間20回（複数回対応も含む）とする。

※ 1回当たりの時間は、事前打合せ等を含め、最大3時間とする（うち業務の実時間は最大2時間）。

ウ 実施方法

(ア) 県が学校からの本事業への申込み（日時、場所、実施内容、実施方法）を受け、受注者に専門家の派遣を依頼する。

(イ) 受注者は県からの依頼を受け、学校へ専門家を派遣する。なお、受注者は県からの依頼内容（講演会の実施等）によっては、再委託も可能とする。

エ 業務内容

(ア) 日程及び場所

a 実施日は平日とする。

b 実施場所は学校が指定した場所（体育館等）とする。

(イ) 業務の実施内容

a 受注者は、実施内容について県及び学校とオンラインで事前打合せを行う。

b 受注者は、依頼内容に応じて専門家1～2名を派遣し、生徒向け講演会、教職員向け研修会又は相談会を行う。

c 受注者は、各回の業務終了後、速やかに報告書（記録）を県へ提出する。

(ウ) 留意事項

a 専門家は、学校を対象としていることから、性的指向・性自認に関する知識だけでなく学校生活に対する悩みについても知見があり、学校の実情に合わせて対応できる者とする。

ｂ 学校の要望や状況等に応じて、オンラインにより実施できるようにする。

オ その他

(ア) マニュアル等の作成

受注者は、委託業務の実施に当たり、県と内容を協議の上、事前に講演会・研修会資料、相談対応マニュアル等を作成し、県に提出する。

(イ) 年間実施報告書の提出

受注者は、委託業務完了後、年間実施報告書を提出する。

年間実施報告書には、事業の実施結果（対応者、実施場所、日時、実施した支援内容等）を記入する。

(ウ) 個人情報の取扱い

業務を通じて得た個人情報は契約期間終了時に確実な方法で廃棄すること

(エ) 特段の事情により、実施回数が上限に満たなかった場合、県と協議の上、実績に応じて契約金額の変更を行う。

(2) LGBTQオンラインサロン（市町村立中学校及び県立学校在籍の生徒対象）

性的指向や性自認に関する悩みを持つ中学生・高校生が、同様の経験を持つ生徒と交流し、悩みを軽減させる場所として、オンラインによるサロンを開催する。

ア 業務内容

(ア) 実施前

- ａ 周知用パンフレットのデザイン（データでの作成）
- ｂ 参加申し込みフォームをインターネット上に作成し、事前申し込みを受け付ける。
- ｃ 電話等でフォーム外からの申込があった際は適宜対応する。
- ｄ 参加者への連絡・事前指導（接続確認等）
- ｅ 当日のファシリテーター・相談員との調整・打合せ
- ｆ その他円滑な運営に必要な業務

(イ) 当日

運営関係全般（オンラインサロン設営等）

(ウ) 実施後

- ａ 参加者へのアンケートの実施
- ｂ 問題発生時等の対処

イ サロン概要

(ア) 回数：計３回

１回目（８月１日～８月３１日）

２回目（１０月１日～１０月３１日）＊学校休業日以外で実施する。

３回目（１２月２６日～１月６日）＊年末年始（１２月２９日～１月３日）は実施しない。

(イ) 対象者：性的指向や性自認に関する悩みを持つ中学・高校生（１回につき最大２０名）

(ウ) 実施方法：オンラインで実施

参加者２０名を４～５名程度のグループに分け、各グループにファシリテーターを２名付ける。

(エ) 実施時間：９０分程度（休憩時間込み）

(オ) その他

ニックネームでの申込・参加を前提とする。参加者の顔出しは原則禁止。交流はチャットもしくは

は音声で行う。

ウ 実施報告書の作成

受注者は、委託業務完了後、実施報告書を提出する。実施報告書には、開催までの流れ、各オンラインサロンでのテーマ、アンケートの内容等を記入する。

エ 留意事項

業務の実施に当たり、日程調整等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。

5 その他

- (1) 県は、委託事業の処理状況について、随時必要な報告を求め監督することができるとともに、委託業務の処理に関し、必要な指示を与えることができる。
- (2) 受注者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、県と受注者の両方で協議し定めるものとする。